

# 自治基本条例モニター 第1回アンケート

自治基本条例モニターに登録いただきありがとうございました。

第1回目は、第7章「市民参加・協働の推進」の中から「市民参加」についてお聞きいたします。「江別市自治基本条例(条文と解説)」を同封いたしますので、ご覧のうえ、ご回答いただきますようご協力よろしくお願いいたします。

## ・回答方法

登録されている回答方法により、10月19日(金)までにご回答願います。

①Eメール：[jichi@city.ebetsu.lg.jp](mailto:jichi@city.ebetsu.lg.jp)

②FAX：(011)381-1070

③郵便：郵便料金は自己負担になります。

〒067-8674 江別市高砂町6番地

江別市役所 企画政策部政策調整課

問い合わせは、江別市役所企画政策部政策調整課(Tel.381-1033)へ

あてはまる番号1つに○をつけてください。

## パブリックコメント(意見公募)について、お聞きします。

### ●パブリックコメントとは・・・

・市の重要な計画、方針等の案を広く市民に公表し、意見及び情報などを募集します。そのいただいた意見等を考慮して意思決定を行う手続きをいいます。

意見は、住所・氏名を明記のうえ、郵送・FAX等で提出していただき、その意見等の内容やそれに対する市の考え方を公表することとしています。(平成22年4月1日より)

【例】広報や市のホームページ、公民館などの施設において公表しています。

・一般会計当初予算(案)

・新総合計画策定に係る策定方針(案)

・江別市食育推進計画(案)

・江別市都市計画マスタープランの見直し方針(案)

(現在実施中：広報10月号)

・市長の調査等の対象となる法人を定める条例

など

問1 あなたは、この制度を利用したことがありますか。

1. 利用したことがある

2. 利用したことがない

3. 利用したことはないが、今後利用してみたい

4. 利用したいと思わない

問2 多くの市民に利用してもらうためには、何が重要だと思いますか。(1つだけ)

1. 制度自体のPRを行う

2. 簡単に意見を出せるようにする

3. 意見の提出方法をわかりやすくする

4. 意見を出せる機会を増やす

5. 計画や方針の内容をわかりやすく知らせる

6. 提出した意見がどのように反映されるのか知らせる

7. その他

[ ]

## 審議会について、お聞きします。

### ●審議会等

・学識経験者や市民などの意見を市政に反映させることを目的に41件（4/1現在）の審議会等を設置しています。

市ホームページで、傍聴できる審議会などや会議内容をお知らせしております。

【 例 】

#### ●随時に開催される審議会等

- ・江別市自治基本条例検討委員会
- ・江別市行政評価外部評価委員会
- ・江別太地区遊水地利活用計画策定委員会
- ・江別小学校・第三小学校統合委員会 など

#### ●定期的に行われる審議会等

- ・教育委員会定例会
- ・選挙管理委員会
- ・農業委員定例総会

問3 あなたは、このような審議会などに参加したことがありますか。

1. 委員として参加または会議を傍聴したことがある
2. 参加・傍聴したことがない
3. 参加・傍聴したいと思わない

問4 多くの市民に参加してもらうためには、何が必要だと思いますか。（1つだけ）

1. 開催する時間帯を工夫する
2. 参加方法をわかりやすく知らせる
3. 意見がどのように反映されるか知らせる
4. その他

[ ]

## 説明会・出前講座について、お聞きします。

### ●説明会や出前講座

・市の仕事や計画についてお話する説明会や出前講座などを実施しております。

【 例 】

●説明会 → 広報やホームページで、開催する日程等をお知らせします。

- ・自治基本条例市民説明会（平成21年）
- ・「江別の顔づくり事業」説明会（平成22年）
- ・8丁目通街路事業説明会（平成23年） など

●出前講座 → 団体やグループ等の要望に応じて職員が直接伺います。

- ・メタボ脱出・予防のためのライフスタイル
- ・災害図上訓練
- ・江別市の財政 など

問5 あなたは、このような説明会に参加したことがありますか。

1. 説明会に参加したことがある
2. 参加したことがない
3. 参加したことはないが、今後参加してみたい
4. 参加したいと思わない

問6 あなたは、このような出前講座に参加したことがありますか。

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 1. 出前講座に参加したことがある       | 2. 参加したことがない  |
| 3. 参加したことはないが、今後参加してみたい | 4. 参加したいと思わない |

**見直しに関する項目について、お聞きします。**

●自治基本条例検討委員会

・8月下旬より、自治基本条例検討委員会を設置し、各条項に基づく取り組み状況や課題などの評価をいただきながら、条文について検討していただいております。

～自治基本条例（抄）～

（市民参加の推進）

- 第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。
- 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
  - 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。
  - 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない
  - 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問7 第24条「市民参加の推進」の条文について、見直してほしい点があれば記入願います。

[ ]

問8 今後、検討委員会で、重点的に検討してもらいたいと考える項目及びその理由について、同封の「江別市自治基本条例（条文と解説）」の中から記入願います。

項目：  
  
理由：